

文教警察委員会会議記録

文教警察委員長 大友 栄二

1 日 時

令和6年6月24日（月） 午後 1時01分から
午後 3時09分まで

2 場 所

第2委員会室

3 出席した委員の氏名

大友栄二、太田正美、首藤健二郎、阿部英仁、高橋肇、木田昇

4 欠席した委員の氏名

猿渡久子

5 出席した委員外議員の氏名

御手洗朋宏、福崎智幸、吉村尚久、佐藤之則

6 出席した執行部関係者の職・氏名

教育長 山田雅文、警察本部長 種田英明 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第73号議案については、可決すべきものと全会一致をもって決定した。
- (2) 陳情12及び陳情15について、質疑を行った。
- (3) 県内所管事務調査のまとめとして、執行部から報告を受けた。
- (4) 令和5年度予算の繰越しについて、新たな大分県長期教育計画案の骨子について、大分県特別支援教育推進プラン（仮）の策定について及び香々地青少年の家におけるアスレチック施設について、執行部から報告を受けた。
- (5) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることとした。
- (6) 県外所管事務調査の行程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 利根妙子
政策調査課政策法務班 主査 近慎太郎

文教警察委員会次第

日時：令和6年6月24日（月）13：00～

場所：第2委員会室

1 開 会

2 警察本部関係

13：00～13：30

(1) 県内所管事務調査のまとめ

①特殊詐欺等の現状と被害防止に向けた取組について

(2) 諸般の報告

①令和5年度予算の繰越しについて

(3) その他

3 教育委員会関係

13：30～15：00

(1) 付託案件の審査

第73号議案 大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について

(2) 付託外案件の審査

陳 情 12 大分県教育委員会に関する陳情

陳 情 15 令和6年度高等学校DX加速化推進事業における補助金の不正受給について、大分県DX推進会議による検証と県民への説明を求める陳情

(3) 県内所管事務調査のまとめ

①部活動の地域移行の状況について

(4) 諸般の報告

①新たな大分県長期教育計画案の骨子について

②大分県特別支援教育推進プラン（仮）の策定について

③香々地青少年の家におけるアスレチック施設について

(5) その他

4 協議事項

15：00～15：15

(1) 閉会中の継続調査について

(2) 県外所管事務調査について

(3) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

大友委員長 ただいまから、文教警察委員会を開きます。

本日は、都合により猿渡委員が欠席しています。また、委員外議員として御手洗朋宏議員、福崎議員、吉村尚久議員、佐藤議員に出席いただいています。委員外議員の方が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案1件及び付託外案件として陳情2件です。

この際、案件全部を一括議題とし、これより警察本部関係の審査に入ります。

初めに、5月7日から30日にかけて行った県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明をお願いします。

種田警察本部長 警察本部長の種田です。

大友委員長をはじめ、委員及び委員外議員の皆様方におかれては、平素から警察業務の各般にわたり深い御理解と御支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、5月7日から30日までの間に行われた県内所管事務調査において、警察関係施設計8所属の調査をしていただき、多くの御意見や激励を賜りましたことに対し御礼を申し上げます。

本日の委員会では、県内所管事務調査のまとめとして、特殊詐欺等の現状と被害防止に向けた取組について御説明します。その後、令和5年度予算の繰越しについて御報告します。それぞれについては、担当部長等から説明するので、よろしく願います。

萩尾生活安全部長 特殊詐欺等の現状と被害防止に向けた取組について御説明します。

お手元の資料2ページの特殊詐欺等の現状と被害防止に向けた取組についてを御覧ください。

まず、1特殊詐欺の現状について説明します。

(1) 被害の年推移のグラフを御覧ください。本年5月末現在では、特殊詐欺の被害件数は63件で、前年同期比で32件減少しています。

また、被害額については約8,519万円で、前年同期比で約1億695万円減少している状況となっています。

続いて、(2)特徴を御覧ください。こちらは、令和6年1月から5月末までの間における特殊詐欺の63件を分析した結果です。

被害者の性別では、男性がわずかながら多いことが分かります。被害者の年齢別では、65歳以上の高齢者が43%と最も多いですが、各世代に被害が広がっていることが分かります。

被害手口ですが、架空料金請求詐欺が71%を占めており、次いで融資保証詐欺が14%となっています。

最後に被害金の主たる交付形態ですが、これは被害金をどのようにして犯人にだまし取られてしまったかを表しています。電子マネーを使用したものが55%を占め、次いで金融機関での口座振込が32%となっています。

続いて、2SNS型投資・ロマンス詐欺の現状について御説明します。SNS型投資・ロマンス詐欺とは、LINEやフェイスブックなどのSNS等を通じて、対面することなく交信を重ねるなどして被害者と関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振込みやそのほかの方法により金銭等をだまし取るものです。手口は、大きく分けて投資詐欺とロマンス詐欺に分かれます。

(1) 被害の現状を御覧ください。県内の5月末現在のSNS型投資・ロマンス詐欺の被害は、相談件数を含めた被害件数が115件、被害額は約7億7,360万円となっています。

手口別に見ると、SNS型投資詐欺は発生件数が65件で被害額は約3億4,085万円となっています。SNS型ロマンス詐欺は、投資を名目としたものとその他の名目としたものを合わせて50件、約4億3,275万円の被害となっています。昨年の特種詐欺被害額が約3億1千万円だったので、既に昨年1年間の特殊詐欺の被害額を超えており、極めて憂慮すべき

状況となっています。

次に、(2)特徴を御覧ください。さきほど御説明したSNS型投資・ロマンス詐欺の115件を分析した結果です。総じて言えることですが、SNS型投資・ロマンス詐欺では、犯人側と中長期にわたってSNSでやり取りを重ね、信頼関係を構築した上で投資に誘導するなどして金銭を要求するので、被害者が被害に気が付きにくく、被害が長期に及ぶ傾向にあります。また、利益等が出たとして被害者に少額の現金が振り込まれるなど、被害者を巧妙にだますケースもあります。

まず被害者の性別ですが、男性が64%、女性が36%となっており、男性がやや多い傾向です。被害者の年齢別ですが、65歳以上が30%となっており、最も多くの被害が発生しています。また、60歳から64歳が21%となり、60歳を超える方の被害が多くなっていますが、特殊詐欺と同様に20代や30代など幅広い世代で被害が広がっていることが分かります。

当初の接触ツールですが、これは被害者が犯人と最初に接触したSNSのツールについて分類しているもので、多い順にフェイスブックが26%、インスタグラムが25%、LINEが15%となっています。

被害金の主たる交付形態ですが、振込みによりだまし取られたケースが80%を占めており、暗号資産でだまし取られるケースもあります。預貯金口座への振込みについては、個人名義への振込みが多く確認されています。

続いて、3被害防止対策について御説明します。

次の3ページを御覧ください。

県警では現在、特殊詐欺被害について、犯人と話をしない対策、犯人にだまされない対策、犯人にお金を渡さない対策の3本柱を基本に、防止対策を実施しています。SNS型投資・ロマンス詐欺についても、特殊詐欺対策に準じてこれらの対策を実施しています。

まず一つ目は、犯人と話をしない対策です。特殊詐欺の手口を知っていても、犯人の巧みな

話術でだまされ、被害に遭う方もいます。そのため、犯人からの電話をシャットアウトすることで、被害防止を図るという対策です。70歳以上の方を対象としたNTTのサービスであるナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストの加入促進や国際電話不取扱受付センターの周知及び申込みの促進を行っています。

続いて、資料の右側を御覧ください。対策の柱の二つ目は、犯人にだまされない対策です。

これは県民に対して詐欺の手口や対処法を周知することで、特殊詐欺等に対する抵抗力の強化を図るものです。特に、急増しているSNS型投資・ロマンス詐欺は、SNS上でやりとりが行われるので、さきほど説明した電話対策は効果が期待できません。したがって特殊詐欺と同様に、まずは手口や被害に遭わないためのポイントなどのチラシを作成し、様々な機会で配布しています。手口や被害の実態を県民に知っていただくことに重点を置いて、啓発をしています。

また、昨年度からNHK大分放送局と連携し、ニュース番組で設けた特殊詐欺コーナーで、手口や被害防止のポイントを解説していますが、実際の還付金詐欺の犯人の声や自動ガイダンスの声などの音声や、サポート詐欺で実際に犯人に電話したときの動画を放送するなど、県民に伝わりやすい方法で広報を行っています。

続いて、資料の左下を御覧ください。対策の柱の三つ目は、犯人にお金を渡さない対策です。

これは犯人にだまされて、今正に電子マネーを購入しようとしている人やATMで振込みをしようとしている人に対する水際対策です。電子マネー対策としては、被害者は電子マネーをコンビニエンスストアで購入することから、県内のコンビニエンスストアに対し、注意喚起カードを電子マネーカードと一緒に陳列棚に掛けてもらい、購入者に注意喚起をしてもらうようお願いしています。また、ATM対策として還付金詐欺が多い年末に、ATM警戒業務を民間に委託して被害の水際阻止を推進しています。

今後も以上の三つの対策を中心に、関係機関と連携を図りながら、各種被害防止対策を強力

に推進していきたいと考えています。

また、本日は還付金詐欺と思われる実際の電話音声をお願いしたいと思います。

〔電話音声再生〕

萩尾生活安全部長 今の音声のとおり、犯人は非常に優しく丁寧な言葉遣いをしています。今回は電話を受けた女性が相手の電話番号を聞き、犯人側が電話を切ったので被害に遭っていません。そういう対応を取らなかった場合は、何分か後に金融機関を名乗る者から電話が掛かり、ATMに誘導され、操作を指示されて金銭をだまし取られることになっていたと思います。

今言ったとおり、電話番号を聞いただけで相手は断念することから、さきほど説明したナンバー・ディスプレイ、ナンバー・リクエストや警告音付きの電話が非常に有効な対策であるため推進しています。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

阿部委員 豊後大野警察署に行ったときに同じような話をしたんですが、私の家にも電話がありました。大変優しく巧妙な電話を妻が受けて、途中で夫に替わりますと私を呼びに来たら、その間に電話が切れていた。そういう都合の悪いことになるかと電話が切れるようです。

詐欺の話は各署で伺ったんですが、受けた人の了解を取れば、こういう生の音声を実際にこの声ですとテレビ等で流していく。こういう本当に切迫感のあることができるのなら、私はそう持っていった方がいいと思う。例えば、大分県警でできなければ、広報広聴課から流す方法でもいい。そういった方法を取り入れていければ、県民の皆さんもそんな巧妙なやり方しているのか、こういうときは気を付けなきゃいけないと、我々が言葉で言うよりも関心を寄せるし分かりやすいと思うんですが、そういうことはできないんですかね。

萩尾生活安全部長 貴重な御意見を承りました。

実は今お聞きになった音声は、昨年NHKの夕方のニュースで一部放送しています。それから、この音声データは各警察署に送信をして、

各警察署は地域で防犯講話や特殊詐欺被害防止の話をするときに活用しています。おっしゃられたとおり、被害者に御理解いただき捜査に支障のない範囲で生の声を流せるのであれば、積極的に推進していきたいと思っています。

阿部委員 そういうことが何回もテレビやラジオで多くの方々に伝わるようになれば、当然相手もまた手口を変えてくるでしょうから、やはり変えてきた都度対応していかなくちゃいけないと思うんですね。

だから、今回だけでいいとは思わないので、根本的なことをもう少し考えて、次の段階に行ったときは、また同じような対策ができるような体制は取っておくべきだと思います。是非その辺も一緒になって考えていきたいと思うので、よろしくお願いします。

首藤委員 御説明ありがとうございました。

2 SNS型投資・ロマンス詐欺について、特徴を記載しているんですが、私は投資型詐欺とロマンス詐欺は、ちょっと年齢や状況が違うイメージです。ここの特徴でまとめて記載しているということは、ほぼ一緒の傾向があるのか、具体的に何か違うところがあれば教えてください。また、1 特殊詐欺の現状についても、もし大分県ならではの特徴があれば教えてください。

萩尾生活安全部長 まず投資詐欺とロマンス詐欺の違いですが、例えば投資詐欺で最初の接触ツールで多いのは、フェイスブック、インスタグラム、LINEです。これがロマンス詐欺になると、一番多いのはマッチングアプリ、その次はインスタグラム、フェイスブックです。

それから最初の接触の手段が投資詐欺であれば、SNS上のバナー広告が57%と半数以上を占める。ところが、ロマンス詐欺は見知らぬ者からいきなりダイレクトメッセージが来て、それに答えてやり取りが始まる違いがあります。

首藤委員 そうであれば、この特徴は分けて示した方が分かりやすいと思うんですが。

萩尾生活安全部長 今おっしゃったとおり、投資詐欺とロマンス詐欺、ロマンス詐欺は投資名目とロマンス名目のそれぞれについて、年齢や性別、さきほど言った接触ツールや被害時の連

絡ツールなどの特徴を分けて、今後県民の皆さんにお知らせをしようと思います。

太田副委員長 犯人はランダムに電話をしているのか、それとも資産を保有している可能性がある個人情報を持っていて、その人に電話をかけているのでしょうか。特に男性の高齢者が多いということは、その辺の情報がどこかで犯人にある程度特定されている可能性はあるのでしょうか。

また、(2) 特徴で口座振込がかなり多いということは、金融機関で自分の普通預金から振り込んでいるので、そういう情報も犯人は何らかの形で持っていて接触を図る動機になっているのか、その辺をお伺いしたいです。

萩尾生活安全部長 特殊詐欺の被害防止対策の一つとして、現在コールセンター事業を行っています。これは業者に委託をして、警察捜査で犯人側が持っていた名簿一覧、あとはハローページ等で高齢者に多いと思われる名前を中心に注意喚起の電話をしています。

今申したとおり、捜査の過程で警察が入手した名簿一覧があるので、犯人側は当然こういう一覧を基に電話をしていると推測されます。

木田委員 さきほど首藤委員からも話があった、この詐欺案件の統計の見せ方で、実際のところは消費生活相談との関係もあると思うんです。今、パソコンのフィッシング詐欺もあるし、大分県はまだ例がないかもしれませんが、わざと物をインターネットで買わせて、その品物が欠品していてキャンセルする際にお金を取る返金詐欺もありますよね。結構、消費生活に相談されているので、そういう詐欺を入れると関連事案はもっとたくさん出てくると思うんです。フィッシング詐欺等もやはり警察にも消費生活にも相談される方もいるので、そういう統計をどう今後取りまとめていくのか。全体を見るときに、どう区分して統計をしていくのかは難しいと思います。しかも、そういう詐欺はスマホ経由がほとんどですね。スマホ関連で一くくりにするのがいいのかわかりませんが、これ以外にもあるということで、特殊詐欺でインターネット関係の全体が分かるようにしてほしいです。

また、このようなスマホ経由での詐欺は外国でも横行しているのか、その辺が分かれば教えていただきたいです。

このSNS詐欺やロマンス詐欺は大分県だけで7億円の被害が出ているから、全国まとめたら大変な額になると思うんですね。元はスマホなので、そのスマホ本体に何らかのAIを使ったような対策アプリを組み込むなどの対策を早くやらないと大変なことになると思います。これが全部、組織の活動資金になるわけなので、いたちごっこになるかもしれませんが、そういうスマホ自体の対策を考えないと、なかなかチラシだけで防げるものではないと感じます。

外国でもこのような詐欺があるのかと、警察庁がわかりませんが、そういうスマホの対策アプリをつくらないと危ないと思うので、その辺の状況と統計の取り方をお聞かせください。

萩尾生活安全部長 御質疑にお答えします。

まず、外国の統計については現在取っていないので、ちょっと分かりかねます。

それから二つ目の質疑で、何らかの対策をとということですが、例えば先日総務省からMetaやLINEなどのいわゆるSNS業者に対して、偽広告の審査基準を公表して審査を厳しくしなさいとか、それが詐欺に使われたという届出を受けたときは迅速に対応しなさいということが示されました。

これはまだ法律化されてはいないんですが、そういった規制が今後かかってくるのではないのかと思っています。

木田委員 イメージが湧くと思うので、是非外国の状況をまた教えてください。

やはりプラットフォーム側に法規制を含めて対策を求めることとあわせて、犯人はまた抜け道を探してくるから、そういう対策アプリか何かをスマホに入れないと。さきほどの返金詐欺とかすごいですよ。NHKか何かで特集をやっていましたが、よくそんなやり方を思い付いたなと思います。そういう状況があるから、是非その対策アプリをちょっと研究していただきたい。あと統計ですが、フィッシング詐欺もあれば、返金詐欺やいろいろインターネット関連の

詐欺があるというのは示していただきたいなと思います。

大友委員長 今、木田委員から対策アプリや広告の審査基準の話もあり、こういうチラシを配るのも効果はあると思うんですが、当初の接触はSNSが多いということで、SNSにも広告を出せるではないですか。地域ごとに分けて出せるんですけど、そういう注意喚起も検討したらいいと思います。これは答弁はいらないので、その辺もちょっと研究をしてみてください。お願いします。

高橋委員 被害防止対策の3本柱とかもあるんですが、大体被害に遭われた方が言うのは、まさか自分がだまされるとはとか、そんなはずではなかったとか、そういうのが多いですよ。俺はだまされんと思ってるが、だまされる。

さきほど阿部委員からもあったように、犯人側はマニュアルみたいなのがあって、それに沿ってやっていると思うんです。さきほどのように、相手の電話番号や名前、あるいは会社、部署だとか、具体的に相手を必ず確認してくださいという対策を県民の皆さんに周知していった方がいいかなと。

チラシに周囲の人や警察に相談することが大切と書いていても、自分がだまされると思っていないから、なかなか相談しないわけです。だから、具体的に必ずこういうことを相手に聞いてみてくださいと。それで相手が答えられなかった場合、怪しいですみたいな対策もこれから大事だと思うので、ちょっと検討をお願いします。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 予定時間を過ぎていますが、委員外議員でどうしても質疑がある方はいますか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに御質疑等もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。それでは、①の報告をお願いします。

安藤会計課長 警察費に係る令和5年度予算の

繰越しについて御説明します。

資料の4ページを御覧ください。

第1項警察管理費1億7,398万7千円を本年度に繰り越したものです。本予算については、令和6年第1回定例会において繰越限度額の承認をいただいています。

第2目警察本部費の事業名、警察運営費682万4千円については、航空隊の消火ポンプ室内に保管している現在使用していない泡消火薬剤の処理費です。令和5年度3月補正予算で措置され工期の都合上、繰り越したものです。

その下の第4目警察施設費の事業名、警察施設改修費4,398万1千円については、中津警察署附属棟の新築等に係る工事費です。電気工事で使用する電線ケーブル等の全国的な供給不足により、年度内に令和5年度分の出来高を達成することが困難な状況となったことから繰り越したものです。

その下の事業名、交通安全施設整備費1億2,318万2千円については、交通信号機の制御器の更新などに係る工事費です。中津警察署附属棟新築工事と同様に、電線ケーブルの供給不足により、年度内に工事を完了することが困難な状況となったことから繰り越したものです。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、何かありませんか。

木田委員 明日の総務企画委員会で、大分県の事務処理の特例に関する条例等の一部改正についての議案審査があり、本委員会も関連があって合い議になるかと思っただけなので、お尋ねしたい。

以前お尋ねしたことがあるんですが、大麻草の栽培などの麻薬取締法改正に関する事務処理の一部改正であるこの議案について、もう一度

どのように取扱いが変わってくるのか、その辺を説明していただけるとありがたいので、よろしくをお願いします。

幸野刑事部長 お答えします。

大麻に関しては、昨年12月13日に大麻取締法並びに麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が公布されています。まだ施行されていませんが、施行時期は法律の公布の日から1年を超えない範囲となっているので、今年中に施行されると思います。

この改正の中でいろいろ大きく変わっていますが、警察が関係する部分で言うと、これまで大麻は大麻という位置付けだったものが、大麻は麻薬であると定義付けしたことです。これによって、大麻取締法ではなく麻薬及び向精神薬取締法で大麻を規制していくことになり、条文が大麻取締法から麻薬及び向精神薬取締法に移行するのが一つ大きな変更です。

内容について、取締りに関することを言うと、今回新たに大麻の施用が新設されました。言葉はちょっと法律的で難しいのですが、要は大麻の使用と同義で、大麻の有害成分を体に取り入れること全部を施用と言います。これに新たに罰則規定が設けられました。

従来大麻取締法では、大麻の輸入や輸出、所持、譲受け、譲渡し、栽培が規制されてきましたが、新たに施用が新設されて罰則が付いたのが大きな改正です。さらに、大麻の輸入や輸出、所持、譲受け、譲渡しについても罰則が引き上げられて強化されています。

また、前回も質疑が出たんですが、大麻の種子ですね。これを単純に所持する、いわゆる単純所持罪は今回の規制でも規制対象になっていません。この理由については、法律を所管するのが厚生労働省なので、警察は意見を言う立場にありませんが、一般に言われていることは、大麻種子そのものは有害物質ではないこと、大麻種子は七味唐辛子や鳥の餌の中にも一部入って広く流通していることを踏まえて、種子の単純所持そのものには罰則をかけていないようです。

しかし、この大麻種子を使って、発芽させて

栽培すれば当然、大麻の栽培罪で罰せられるし、栽培をしようとして種子を手に入れて栽培の準備をすれば栽培予備罪になります。また、そういった栽培をしようとする者に大麻種子を提供することは栽培の幫助罪になります。

今言ったとおり、今回の改正で大麻は麻薬及び向精神薬取締法に移行したわけですが、栽培に関しては、これまでの大麻取締法の法律名を大麻草の栽培の規制に関する法律と改正して、この中で大麻を栽培した場合は1年以上10年以下の懲役に処すと、罰則が強化されました。

(「ありがとうございます」と言う者あり)

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかにないので、これをもって警察本部関係を終わります。

執行部はお疲れ様でした。執行部が入れ替わりますので、少々お待ちください。

〔警察本部退室、教育委員会入室〕

大友委員長 これより、教育委員会関係の審査に入ります。

本日は、都合により猿渡委員が欠席しています。また、委員外議員として御手洗朋宏議員、福崎議員、吉村尚久議員、佐藤議員に出席いただいています。

それでは、議案審査に入ります。第73号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

山田教育長 教育長の山田です。初めに私から一言、報告とお詫びを申し上げます。

本日、県立学校の教員が生徒に対する不同意わいせつ罪の容疑で逮捕されました。事実関係を現在確認していますが、このような事態に至ったことは大変遺憾であり、県民の信頼を大きく失墜させたことを心からお詫び申し上げます。事案の内容については、この後担当課長から御説明します。

このほか本日は、付託案件1件、付託外案件2件、県内所管事務調査のまとめ1件、諸般の

報告3件について説明と報告します。これについても、それぞれ担当課長から御説明します。

吉雄教育人事課長 それではまず、冒頭に教育長から話があった県立学校教職員の逮捕について報告します。

お配りしている別紙資料を御覧ください。

本日午前8時41分、大分県立高等学校の男性教諭54歳が不同意わいせつ罪の容疑で県警に逮捕されました。事案の概要は、令和5年11月9日午後5時20分頃、校舎内で女子生徒に対し、服の上から体を触るわいせつな行為をしたとされるものです。

教育委員会としては、事実関係を確認の上、厳正に対処します。

大友委員長 それでは、これより質疑に入りたいと思います。質疑、御意見のある委員の方、お願いします。

太田副委員長 事件が発生してから逮捕までにだいぶ時間がかかっているんですが、その辺の経緯は説明できますか。

吉雄教育人事課長 この件については、教育委員会としても学校等からの報告に基づいて事実確認をしていたんですが、県警でも捜査をしてきた中で、本日逮捕されたということです。

太田副委員長 既に教育委員会としてはこの事案を把握し、調査していた中で警察が逮捕したということで、これは本人からの訴えや保護者からの情報提供があって、教育委員会として調査をしていたんでしょうか。

吉雄教育人事課長 本人等から学校に話があり、学校から教育委員会に報告がありました。

高橋委員 昨年11月にこれが発覚して、今日不同意わいせつで逮捕されたということですよ。11月9日にこういう事案が発生した後の対処等はどうなっていたんですか。

吉雄教育人事課長 発覚後、我々教育委員会としても本人に対する事情聴取等をして事実確認を凶ってきたのですが、結果として警察の捜査等が今日までとなった状況です。

高橋委員 要するに、この男性教諭はその後、今日までそのまま教員として働いていたということですか。

吉雄教育人事課長 申し訳ありません。学校現場には勤務をさせていません。研修等をさせていました。

高橋委員 本人は学校現場には行っていなかったわけですね。

吉雄教育人事課長 はい。事案発覚後、学校勤務をさせていません。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないので、続けて議案についての説明をお願いします。

吉雄教育人事課長 第73号議案大分県立学校職員及び大分県市町村立学校県費負担教職員定数条例の一部改正について、御説明します。

委員会資料の2ページを御覧ください。

1改正の内容を御覧ください。5月1日を基準日とする学校基本調査により、令和6年度の児童生徒数が確定しました。これに伴い、県立学校職員及び市町村立学校県費負担教職員の定数も確定したので、条例改正を行うものです。なお、資料下段の四角囲みに児童生徒数等の前年度比較をまとめています。

2増減の内訳を御覧ください。まず、(1)県立学校の職員については、中央支援学校の新設等に伴い県立学校合計で94人の定数増となっています。(2)市町村立学校の職員については、児童生徒数が1,697人減少しているものの、35人学級が小学5年生まで拡大したこと等に伴い小中学校合計で13人の定数増となっています。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

高橋委員 いわゆる教職員の人員不足ですね。今回は47人不足ということでしたが、これは定数に対して47人の不足だと思います。あとの産休や育休、病休とかの加配分の不足はないんですか。

吉雄教育人事課長 産休の早期配置をしていま

すが、その分については市町村立学校では対象者41人に対して36人配置をしており、早期配置は5人できていない状況です。

高橋委員 いわゆる加配の不足ですね。去年までは1人いたけど、今年は付くはずなのに付いていないとかいうのはないんですか。

吉雄教育人事課長 加配定数については、昨年度から全体の数も減っています。（「分かりました」と言う者あり）

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないので、これより採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、付託外案件の審査に入ります。

まず、議長から回付されている陳情12について執行部の意見を求めます。

佐藤学校安全・安心支援課長 陳情12大分県教育委員会に関する陳情について、御説明します。

資料の3ページを御覧ください。

本陳情は、名波氏の子どもが高校在学中に教師の対応によって不登校となったとして、県教育委員会に誠意を持って対応するとともに、教員と生徒のトラブルに対して公平な立場で対応する仕組みを作ることを求めるものです。

1点目の誠意を持って対応することについては、名波氏が主張する事実については、該当生徒への指導に同席した関係者に確認を行いました。しかし、該当教員には名波氏が主張するような事実は認められなかったことから、その旨を回答しました。しかし、回答後も同様の内容で何度も問合せがあったことから、上記趣旨の内容を令和3年12月28日付けで教育長名により改めて回答しました。その後も電話等で問合せが

あったことから、丁寧に対応してきたところですが、引き続き御理解をいただけるよう丁寧に説明していきます。

2点目の教員と生徒のトラブルに対する対応する仕組みについてですが、各学校には教育相談窓口が設置されており、生徒間トラブルをはじめ様々な内容の相談を受け、組織的に対応しています。

各学校の教育相談機能の向上を図るため、各県立学校の教育相談コーディネーターを対象とする研修を行うとともに、相談等に対する組織的な対応を徹底するため、県立学校に対し指導を行います。また、生徒に指導等を行う際には、教員の意図がきちんと伝わるよう、引き続き指導力の向上に取り組みます。さらに、教師と生徒のトラブル等に対応する仕組みについては、現在も関係課が状況を把握し、公平な立場で対応しています。

今後も公平性を高めるため、必要に応じて第三者の意見の聴取なども検討します。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

この陳情について委員から意見等はありませんか。

首藤委員 最初の大分県教育委員会との会議、資料を見ると平成27年3月からですかね。この議事録というか、会議資料はないんですか。要はそのときに原因が判明したと陳情者は言っている、このときの資料を示せばよいと思うんです。その資料がないのか、教えていただけますか。

佐藤学校安全・安心支援課長 こちらでメモした資料等もあり、そこら辺についても当時対応した際に名波氏には丁寧に説明しているのですが、なかなか御理解には至っていないところです。引き続き御要望等があれば、丁寧に対応を続けたいと考えています。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 この件については、引き続き丁寧

に対応いただきたいと思います。次に陳情15について執行部の意見を求めます。

小野高校教育課長 資料の4ページをお開きください。

陳情15について御説明します。本陳情は、令和6年度高等学校DX加速化推進事業（DXハイスクール）における国からの補助金について、大分県教育委員会は要綱を守らず不正な申請、受給をしたとしています。この補助金の不正受給について、大分県DX推進本部会議による検証と県民への説明責任を求めるものです。

陳情の中にある、大分県教育委員会は要綱を守らず不正な申請、受給をしていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定された法令及び予算に違反していないか、目的及び内容が適正であるか、金額の算定に誤りがないか等の基準に基づき、国が厳正に審査を行っており、文部科学大臣から交付決定されたものです。

DX加速化推進事業は、本年4月16日に交付決定をいただきました。事業の執行にあたっては、文部科学省が定めた交付要綱に基づき、適切に実施します。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

この陳情について、委員から意見等はありませんか。

木田委員 一つだけ。陳情者は、具体的にどの点で不正だと主張されているのか。

小野高校教育課長 今お伝えしたように、国が定めている要綱を守らず不正な申請をしている点。さらに、それに従って受給をしていると述べられているので、要綱を守らずという点です。

木田委員 陳情者は要綱のどの部分に対して不正と主張しているのかは分からない状況ですか。

小野高校教育課長 事業を進める上でKPI、あるいはPDCAを回しながら検証していくわけですが、そういったことについてしっかりと検証がされていないと、そのあたりを言っています。（「分かりました」と言う者あり）

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないので、以上で付託外案件の審査を終わります。

次に、県内所管事務調査のまとめを行います。執行部の説明を求めます。

鈴木教育改革・企画課長 部活動の地域移行の状況について、御説明します。

資料の5ページをお開きください。

県教育委員会では、令和3年度に学校部活動改革に係るPTを県庁内に設置し、関係課で課題等の共有を図るとともに市町村教育長会議等においても議論を深めながら、市町村との連携の下、地域移行の取組を進めています。

こうした中、国は令和4年12月に令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と位置付け、公立中学校の休日の部活動について、地域の実情等に応じて可能な限り早期の地域移行を目指す方針を示しました。県ではこれを受け、市町村との協議を踏まえ、地域ごとの進捗に差が出ないように、令和7年度末までに休日の部活動を地域クラブ活動に移行することを目指す方針を示しました。

令和5年度は県の方針を踏まえ、市町村において、地域の実情を踏まえた推進計画や方針の策定に取り組むとともに、豊後大野市や竹田市など4市において、国の予算を活用した実証事業に取り組みました。令和6年度からは、この国の予算を活用した実証事業に加えて、国の事業の対象外となる市町村においても具体的な取組を開始できるよう、市町村の取組の後押しとなる県独自の補助事業を新設しました。

6ページをお開きください。

令和6年度の各市町村の取組等一覧です。今年度は、市町村の実情に応じた取組を支援するため二つの事業を実施します。

一つ目が地域クラブ活動への移行に向けた実証事業、国庫補助金を活用した委託事業です。五つの市と県立豊府中学校で、地域クラブ活動のモデル構築や課題の検証に取り組みます。

二つ目が公立中学校における学校部活動の地域移行促進事業です。さきほど御説明したとお

り、県独自の補助事業として新設したもので、運動部150万円、文化部60万円を上限とし、県が事業費の2分の1を補助します。

このうち竹田市では、運動部・文化部の両方で実証事業に取り組みます。陸上、剣道、吹奏楽の三つの活動をモデルに休日の活動を地域クラブ活動として実施し、市内のどの中学校に在籍していても参加できる体制を整えます。なお、4月時点で6市町村がどちらの活用もないことから、県ではこうした地域においても、補助事業を活用し、具体的な取組を進めるよう働き掛けを行っています。

少子化の進展や学校の働き方改革が進む中、学校単位で、子どもたちのスポーツ・文化芸術活動を継続していくことは難しくなっています。各地域で持続可能な体制構築を図れるよう、地域移行の取組を進めます。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

阿部委員 この地域移行の流れですが、県教育委員会としては、国の方針に基づいて県もやっていくのだと思うんです。県として、国からこういう方針が出たから、まだ大分県はこの段階なのでという意見は全然なくて、すぐ大分県もやっていきますと、イコールで結び付けてしまっているのか、まずそれが1点です。

そして、公立中学校の休日の部活動ということは、平日の部活動はやっているのか。

それとその下に、移行が進まない場合でも、休日の指導や大会引率に従事しない体制を構築するとあるが、これは中体連との話などが進んだ上でこういう方針を打ち立てているのか、この3点をちょっと聞かせてもらえないですか。

佐保体育保健課長 まず、1点目の国の方針にイコールで結び付けているのではないかと。まず、国の方針は令和7年度末までを改革推進期間とするということで、当初は令和7年度末までの移行を目指すとしていたのですが、国はそこを少し緩めて、できるだけの地域移行を目指すという方針を示しました。

県の方針にあたっては、各市町村とも話をし

ながら、目途を定めるのがいいのかどうか協議をしましたが、その際にやはり目途があった方がいいという御意見が多くあったことから、県としては令和7年度末までに一応目指す方針を示したところです。

それから2点目、平日の活動についてですが、この地域移行に対する取組は、まずは公立中学校の休日の部活動を地域クラブ活動へと移行していく活動です。その間、平日の活動については学校での活動となっていることから、これまでどおりの部活動の扱いとなります。

それから、3点目の移行が進まない場合の教職員が指導に携わらなくていい環境づくりと、それに伴う中体連との協議はどうなっているのかです。中体連は、地域クラブ活動に向けての取組については学校単位でのこれまでの取組から、合同部活動や拠点型の部活動、市町村をまたいだ合同チーム、クラブ化をしてチームをつくった場合も大会参加を認めています。その解釈というか、対象を昨年度よりも今年度、今年度よりも来年度と広げて、中体連の大会に出やすくなる環境を整えています。

移行が進まない場合も、部活動の地域移行については、子どもたちのスポーツ環境という面もあるが、部活動の指導を望まない教員が休日出勤をして部活動指導にあたっている状況があります。そこをできれば解決したいという意味合いも含まれています。

阿部委員 今、佐保課長は教員が無理やり部活動をさせられている、そこを修正しなきゃならないと言われた。しかし逆に、中学校の部活動を教えている指導者が地域のスポーツクラブで指導をしている現実もあるはずなんです。だから、全部が全部やれませんかということではないわけですよ。

例えば、我々も県内所管事務調査で高校に行ったときに、この高校はこんな部活動もないのかというのが随分ある。かつてあった部活動がなくなっているわけです。それは指導者の問題とかいろいろあるでしょう。学校の都合もあるでしょう。しかし、まず指導者がいないということは、その競技は一つの単位の部活動はでき

ませんよと公立高校で現実になっているわけですよ。

中学校だって、指導者に無理やりやらせなくても、やりますよという意向、意欲のある指導者がそれをやればいいことなんでね。だから、そういうところもやはり見据えていかないと。私は今の言葉からすると、単に国の方針に丸々乗っかって、例えば、ここにあるように教員の負担軽減が前面に出て進んでいる感じがするんですけど、そこはどうですか。

佐保体育保健課長 説明が少し不足して申し訳ありません。教職員の働き方改革という側面で行くと、さきほど言ったように、全体の約7割5分から8割が部活動指導を負担に思っています。ただ、その一方で委員もおっしゃるように、熱意を持って指導がしたいと思っている方も一定数います。そういう教職員については、地域クラブ化しても県の兼業という仕組みの中で、今までの自分の指導をいかしてさらに頑張っていただけ、そういう環境もしっかり残しています。

阿部委員 最後に、地域移行については保護者の協力もいただかなきゃならんでしょうし、地域のいろんな関係者も必要になってくるでしょう。今、課長が言ったように、指導している教員の中にはやりたいという人もいますが、7、8割は嫌々やっているんですよ。なぜ地域移行なのかについて、そういう現実を地域の方々にしっかり示して、そして理解を得るべきだと私は思うんですよ。

保護者や地域からは、どうも学校は後退しているのではないかと、何でも地域で、地域でと責任を押し付けているのではないかという声もあるわけです。そのことについては、今言ったような項目も含め、よく説明をして理解を求めます。その上で地域移行をもう少し明確に、財源も含めてどう移行をしていくのか、指導者に対してこういう手当はできるというような、やはり詳細にわたった説明ができる体制で地域移行に持っていかないと。大分市内でも、この地域とあそこの地域では受入れ方が全然違う。例えば、財源もなくてどうするんだと言っているような、

いろんなところがあると思うんですよ。

令和7年度だから、まだまだ時間があるわけですよ。急いでやれではなくて、そこを全てしっかり説明をして、そして移行させていくように努力をして、汗を流してください。

首藤委員 今の話に関連するんですが、移行への準備というか、移行への取組としてコーディネーターの配置、あるいは指導者への謝金などの補助があると資料にあります。その後はまだここでは語られていないと思うんですけど、移行した後のコーディネーターや指導者への謝金とか、そのあたりの状況を教えてください。

佐保体育保健課長 今、委員が言われたように、令和7年度末までの休日部活動の地域移行に係る事業なので、現時点で令和8年度からどうするとはまだ申し上げることができません。

ただ、我々の方針の中には令和7年度末に改革推進期間が終わったときに、これまでの取組を見直すという言葉を入れています。さきほど阿部委員が言われたように、それぞれの地域でやはり状況が違うし、地域移行の在り方も地域ごと、地域の中の地区ごとでも違うので、そこは丁寧に各市町村と向かい合って、子どもたちにとって望ましいスポーツ環境がその地域で構築できるよう進めていきたいと思っています。

また、先月の5月に市町村の体育主管課、スポーツ主管課の両方の課長に集まっていたいで合同会議を開いたんですが、県としても本年度は地域移行の具体的な取組を進めるにあたっての財政的な支援をしているけれど、これから県が一体どういう支援ができるのか、どういう支援をするべきなのかについて、少し整理をしないといけないと思っています。各市町村は共通した課題があるんですけど、その課題のより具体的な部分を出していただき、その整理をした上で、県としてどういう取組が必要なのかを考えていきたいと思っています。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないので、以上で県内所管事務調査のまとめを終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。まず、①の報告をお願いします。

鈴木教育改革・企画課長 資料の7ページを御覧ください。（「字が小さいな」と言う者あり）

字が小さくて申し訳ありません。前回の委員会において、今年度教育委員会で策定する予定としている新たな大分県長期教育計画の策定方針について御説明しましたが、本日は計画の骨子について御説明します。

まず1計画策定の理由です。現行計画が平成28年度から令和6年度までの9年計画であり、今年度が最終年度となっていることから、社会情勢や教育を取り巻く状況の変化を踏まえ、今年度中に新たな計画を策定したいと考えています。

次に、2計画の性格・役割です。現在新たな長期総合計画の策定を進めているところですが、この長期総合計画の教育部門の実施計画として、新たな長期教育計画を策定します。

次に、3計画の期間です。計画開始を令和7年4月からとし、新たな県長期総合計画と目標年度を合わせる趣旨から令和15年度を目標年度とする9年計画とする予定です。

次に、4計画策定の基本的な考え方です。深刻な少子高齢化、教育のデジタル化の進展、いじめや不登校をはじめとする教育課題の複雑化・困難化など、社会情勢や教育を取り巻く状況の変化を踏まえながら分かりやすく、教育関係者が活用しやすい計画の策定を目指します。計画の進捗管理の実効性を確保するため、目標指標の設定も行う予定です。

次に、5計画の構成です。8ページに詳細な構成を記載しているので、そちらを御覧ください。

新計画は、3章構成で策定したいと考えています。まず、第1章の「教育県大分」の創造に向けてですが、本章は総論部分にあたり、1教育改革の経緯、2計画の基本理念、3計画の最重要目標の3本柱で構成したいと考えています。

1教育改革の経緯では、平成20年度の事件を教訓として進めてきた教員採用試験や人事管理の見直しなど教育行政システムの改革、全ての教職員が目標達成に向けて組織的に教育活動に取り組む芯の通った学校組織の構築による学校改革など、これまでの本県の教育改革の流れについて触れたいと考えています。

次に、2計画の基本理念です。現代では人口減少や少子高齢化、グローバル化の進展、社会のつながりの希薄化など、以前から社会課題として挙げられてきた事象に加え、コロナ禍や国際情勢の不安定化など、正に予測困難な時代を象徴する事態が生じています。このような時代にあって、本県の全ての子どもたちが、持続可能な社会の創り手として、予測できない未来に向けて自ら社会を創り出していくことができるよう、現在策定中の大分県長期総合計画を踏まえ、変化の激しい社会を生き抜く力と意欲を育む教育県大分の創造を基本理念として据えたいと考えています。

次に、3計画の最重要目標です。現行計画では、学力や体力、グローバルに活躍する力など子どもの力を多面的に捉え、学力偏重ではない総合的な力の育成を目指し、最重要目標として全国に誇れる教育水準の達成を掲げ取り組んできました。新計画においても、教育県大分の創造の実現に向けて、引き続きこの目標を最重要目標として、取組を進めていきたいと考えています。

次に、第2章の施策です。第1章の基本理念の下、学びを保障し、可能性を引き出す学校教育の推進、社会の変化に対応する教育の展開、安全・安心で質の高い教育環境の確保、信頼と対話に基づく学校運営の実現、共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進、文化財・伝統文化の保存・継承と魅力発信、ライフステージに応じた県民スポーツの推進の七つの基本目標を掲げ、それらにぶら下がる20の施策を推進していきたいと考えています。なお、この七つの基本目標と20の施策はそれぞれ現在策定中の大分県長期総合計画の施策と主な取組に対応させる形で構成しています。

次に、第3章の計画のフォローアップ等です。ここでは、計画に基づく施策の達成状況のフォローアップ体制やその方法について焦点を当てたいと考えています。計画の構成についての説明は以上です。

資料7ページにお戻りください。

6 計画への県民意見の反映です。先日、学識経験者や保護者代表等で構成する大分県長期教育計画委員会を開催し、幅広い意見を頂戴したところですが、こうした有識者会議の活用やパブリックコメントでの県民意見の反映に加え、今回は新たに子どもへの意見聴取を行い、広く県民からの意見を積極的に計画に反映したいと考えています。

最後に、7今後のスケジュールです。あくまで現時点での予定を記載していますが、令和7年4月からの新計画をスタートできるように丁寧準備を進めていきたいと考えています。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別に質疑もないので、次に②と③の報告をお願いします。

坂本特別支援教育課長 資料の9ページを御覧ください。

大分県特別支援教育推進プラン（仮）の策定について御報告します。まず、策定の理由については1に示したとおり、現計画が本年度最終年となり、令和7年度以降の大分県の特別支援教育の取組の方向性を示す必要があるため、新たな計画の策定を考えています。

次に、計画の位置付け・性格等については、2に示したとおり、現在策定を進めている大分県長期総合計画と大分県長期教育計画の下位計画として位置付け、それら二つの計画の具体的な取組を策定するものと考えています。計画期間についても3に示したとおり、県長期教育計画に合わせ、令和7年度から令和15年度まで

の9年計画と考えています。

4に計画の方向性・内容を示しています。計画の基本方針としては、現計画方針の継続や次期長期教育計画の基本目標から、障がいのある子どもの自立や社会参加に向け、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、共に学び支え合う共生社会へつなげるためのインクルーシブ教育システムの実現を目指すとしています。一人一人の教育的ニーズに応じた教育環境の整備、教職員の専門性の向上、きめ細やかな指導・支援の充実の三つの方針について、学校種ごとの現状と課題を踏まえ、具体的な取組・指標等を示していきたいと考えています。

5に策定のスケジュールを示しています。令和6年第3回定例会の常任委員会にて素案を報告します。その後パブリックコメントを実施し、令和7年3月の策定を予定しています。

矢野社会教育課長 資料の11ページを御覧ください。

香々地青少年の家におけるアスレチック施設について御報告します。まず、1概要を御覧ください。アスレチック施設において、専門業者による保守点検で危険性を指摘されている遊具があるにもかかわらず、使用を続けていたものです。原因は、施設職員が指摘箇所の修繕及び安全確認をし、安全対策ができていないと独自に判断していたためでした。

続いて、2アスレチック施設の現状を御覧ください。この表は保守点検業者による老朽化判定の点検結果になっており、その隣にある老朽化判定基準のAからDの4段階に基づき、2基の遊具についてはD判定で使用不可とされました。中央右に掲載している写真が対象の遊具2基となります。これらの遊具において、施設職員が木の部分の修繕をし、実際に遊具に乗ってぐらつきがないかなどを確認することで安全性を判断し、使用禁止の措置をしないまま継続使用をさせていたということでした。年間約2千名の遊具の利用者がいましたが、幸いにもこれまでに事故やトラブルはありませんでした。

続いて、3対応・改善策を御覧ください。まず、老朽化により使用不可と判定された2基の

遊具については至急撤去します。その他の遊具については、そもそもの遊具の必要性を整理した上で、計画的に改修や撤去、更新を実施していきたいと考えています。また、教育庁所管施設点検マニュアルに基づき実施する点検に加え、専門業者による定期点検結果についても主管課である社会教育課に報告するようにします。

大友委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から質疑、御意見等はありませんか。

阿部委員 最後の香々地青少年の家の件なんですけど、平成30年度の点検以降、老朽化による使用不可の判定を受けていたと。毎年そんな老朽化の検査をして、毎年使用不可の判定を受けているが、遊具は教育機関の施設として必要だからやってきたんだろうから、なぜそれをすぐ改修しなかったのか。

矢野社会教育課長 これについては、専門業者の点検結果があるにもかかわらず、職員がその指摘された箇所を自分たちで修理をし、確認をしながら大丈夫だという、ある意味、危機管理に著しく欠けた対応を取ってきた結果であると捉えています。

阿部委員 しかし、老朽化により毎年判定を受けてきたということは、毎年これを調査してきた社会教育課に報告が行っているわけでしょう。では、社会教育課の責任はどうなるのか。

矢野社会教育課長 この点検結果は、これまで当該青少年の家で完結をしており、社会教育課にその点検結果が上がって来ていませんでした。今後そこはしっかりと点検結果を毎回社会教育課に報告をしてもらい、必要なものについてはしっかり予算を付けながら改修等を行っていききたいと思っています。

阿部委員 ちょっとそこが私はしっくりいかないんだけどね。職員がそういうふうに見えるように修理していた。それは職員として例えば、本課にお願いしてもそんなに予算が付かずお金がないから、自分で一生懸命道具や木材等を買ってきて修理をして、何とか使えるようにした、けなげな部分が私は浮かんでくる。

それにしても、監督責任は社会教育課にある

わけでしょう。これまでは関わってこなかったが、これからはと言うなら、全体の責任はそこにあるわけじゃないですか。そこは横に置いて職員がどうだと言うのは、私はいかがなものかなど。担当は社会教育課でしょう。社会教育課は、こういう事例がずっと続いてきたことに対してどう責任を取っていくのか。

矢野社会教育課長 この間の経緯を確認する中で、必要なアスレチック遊具の改修や新設等の予算要求がずっと当課に上がって来ていませんでしたので、情報共有不足は大いに反省をしたいと思います。

今後、必要なものについては、しっかりと当該施設と連絡を取り合いながら、予算要求をしていきたいと思っています。

阿部委員 最後に、こういうことが起こり、これから一緒になって体制をしっかりと整えていくということですから、それはそれで結構ですが、香々地青少年の家の職員を叱責するのではなく、やはり全体に責任があるわけだから、その職員だけに責任があるわけではないと、私はそう思います。そして、お金を出すのはやはり教育財務課でしょう。教育財務課は、こういう事柄に是非責任を持ってすぐさま対処するような体制をお互いに取ってください。香々地青少年の家も九重青少年の家もこういう遊具は大切ですよ。子どもたちが行って、そして体験学習をするわけですから、真っ先にやるぐらいの体制を整える、そういうところもお互いに連携を取ってやってください。

木田委員 特別支援教育推進プランについてお尋ねします。

私は文教警察委員として2年目なんですけど、県内所管事務調査で回って思うのは、特別支援学校、特別支援学級もそうですが、子どもの数は全体で減っているんですが、どんどん障がいのある子が増えている。今回インクルーシブ教育システムをかなり強調しているようですが、このインクルーシブというのが、それぞれの学校の中でのインクルーシブなのか、それともできるだけ特別支援学校ではなく地域の学校に行ってもらおう中でのインクルーシブを目指すのか、

今後実現しようとする大分県インクルーシブ教育システムのイメージはどのようなものか、教えていただきたいと思います。

坂本特別支援教育課長 お答えします。

具体的な取組については、上位計画の二つの進捗を待ちながら計画を進めていこうと思っておりますが、現段階では障がいのある子どもたちが学ぶ通常学級や通級、特別支援学級、特別支援学校、それぞれの学びの場で充実させていくことが必要かと思っております。

木田委員 学校ごとのインクルーシブという考えに受け止められるんですが、ヨーロッパの方とはちょっと考え方が違うのかなと思います。大分県立中央支援学校もすぐいっぱいになるのではないかとされていて、今後そういう学校ごとのインクルーシブでいいのか、ちょっと県内所管事務調査で回りながら感じるんですが、今聞くと何かそのように受け取れます。それは正しいインクルーシブ教育システムとして理解していいのかどうか、ちょっと私も自信がないんですが、そこはいかがですか。

坂本特別支援教育課長 諸外国についても、インクルーシブ教育を純粋に通常学級の中で障がいのある子もない子も進めていくという国は少ないように思うので、その辺の外国の仕組みや全国の進んでいる地域の研究も少しして、これから具体的に考えていきたいと思っております。

高橋委員 2点、今言った大分県の特別支援教育、新たな教育推進プランですが、その前の第三次推進計画において、できた部分とまだ不十分である部分の総括というか、振り返りがどうなっているのか。第三次推進計画で9年間やってきたけれども、ここがやっぱり至らなかったというのがあって、次こうしますというのが普通ではないかなと思うんですが、次はこうしますとだけある。だから、こうしたい理由はどうなっているのかが1点。

それから、さきほどのアスレチックですが、今、小学校でも遊具がどんどんなくなっているんですね。一つは、老朽化で危険だからとなくなって、更新されない。それからもう一つは、元々あったんだけど、子どもの遊び方が危険で

けがをするから撤去して、代わりになるものがないと。久しぶりに小学校へ行っても、遊具がなくて、あそこに何か遊具があったよねとなる。そういう中で、子どもたちが遊具で遊ぶことは大事だと思うんですが、ここにCとDと二つあり、Dは特に危険性が高いということなんですけれど、Cも異常がある。異常があれば、やはりこれは早く修繕しないと、多分すぐ使えなくなると思うんですよ。このC判定の数がかかなり多いんですけど、ここら辺は順次、修繕していく予定はあるのかどうか。

以上2点、すみません。

坂本特別支援教育課長 現計画の成果と課題等をどう捉えているのかについては、現計画は、障がいのある子どもの学ぶ権利を保障する教育環境の整備という部分と、特別支援教育の充実に向けた教員の専門性の向上という二つの柱で取り組んできました。

教育環境の整備では、大分県立さくらの杜高等支援学校、大分県立中央支援学校の2校の開校、そして別府地区の再編も含めて、教育環境の整備が進んだと捉えています。

ただ、木田委員がおっしゃったとおり特別支援教育を受ける子どもたちの増加は進んでいて、今後、教育環境の整備等が必要になってくるかと思うので、また現状を踏まえながら次期計画に入れたいと思っております。

教員の専門性の部分については、小中学校の通常学級での個別の指導計画の作成率がほぼ100%で、個別のニーズに応じた教育を受けられるようになってきたと考えています。

いずれにしても、現計画が今年度までなので、現計画の成果と課題を分析しながら、次期計画に具体化していきたいと思っております。

矢野社会教育課長 御質疑いただいたC判定の遊具については、使用不可2基が指摘をされた後、1月に業者の点検を受けてC判定が付いているわけですが、2月10日時点で撤去予定の2基も含めて、全ての遊具を全面使用禁止にしています。

これらの遊具をどうするのかは、そもそもの遊具の必要性や施設としてどこまでアスレチック

ク遊具をつくっていくのかの議論もきちんと整理をした上で、計画的に改修をするのか、撤去するのか、新設をするのか、今後検討を進めていきたいと思います。

高橋委員 いずれも、やはり子どもたちの教育のために非常に重要なことだと思うので、対応をよろしくお願いします。

大友委員長 ちょっと私からいいですか。その他で伺おうかなと思ったんですが、特別支援教育推進プランが出たのでここでお聞きします。

ちょうど昨日、私の知人から連絡があり、別府石垣支援学校の教員不足が当初4人だったけど、1人辞めて1人亡くなったとか、そういう関係もあって、今6人教員が不足していて、現場はひいひい言っているという相談でした。我々が県内所管事務調査などで支援学校に伺ったときには、一人一人の教育ニーズに合った教育をやっていくということで、支援学校は非常に教員が多いというイメージを持っているんですけども、県下の支援学校の教員配置の状況を今一度聞きたいのが1点。

それと、この特別支援教育推進プランの基本方針で、一人一人の教育的ニーズに応じた学びを保障し、という文言がありますが、この教員不足が続いている中で、一人一人の学びを保障するところが今の流れと逆行したことを書いているような、本当に大丈夫かなという思いがあります。そういう対応を今後どうしていくのか、このプランの中にどう織り込んでいくのか、その辺を伺いたいと思います。

吉雄教育人事課長 私からは、特別支援学校の教員の配置状況についてお答えします。始業式時点で16人と、昨年の2人から14人ほど増えている状況になっています。引き続き人材確保に努力したいと考えています。

大友委員長 不足が16人ということですか。（「はい」と言う者あり）学校ごととか分かりますか。

吉雄教育人事課長 すみません、全体の数字がそういう数字になっています。

大友委員長 全体は16人という報告だったのですが、学校によって大きく足りないところ

と十分満たしているところとあると思うんですよ。その辺はどうなんでしょうか。

吉雄教育人事課長 大規模な学校については、人材確保が少しうまくいっていない状況にはなっています。

大友委員長 その辺の数字が分かったら、後でいいので教えてください。（「はい」と言う者あり）

坂本特別支援教育課長 お答えします。

まだ具体的な取組については、これから上位計画の二つの計画の案を見ながら策定をしているので、いただいた御意見も踏まえながら、プランを考えていきたいと思います。

大友委員長 そういうことも織り込んでしっかり考えていかなきゃいけないんじゃないかなと思うので、よろしくお願いします。

ほかによろしいですか。

木田委員 来月からパリオリンピック、そして8月からパラリンピックが始まるということで、昨日のバレー女子は惜しくも2位でした。団体競技の選抜はどうなるか分かりませんが、県出身のパリオリンピック、パラリンピックの出場予定選手が現状どのくらいいるのか教えていただきたいと思います。

大友委員長 その他の内容だけど、回答を聞きましょう。

佐保体育保健課長 お答えします。

パリオリンピックがもうすぐ始まりますが、本県ゆかりの選手は、現時点で水泳の競泳で渡辺一平選手、セーリングで岡田奎樹選手と永松瀬羅選手、フェンシングで江村美咲選手と敷根崇裕選手、上野優佳選手、ライフル射撃競技で野畑美咲選手、以上7人が確定をしています。あとハンドボール男子で渡部選手がいますが、発表待ちです。あと今、バレーボールが出場権を獲得しましたが、その中に東九州龍谷高校出身の荒木選手が出ているので、バレーボールのチームで選抜されるかというところです。現時点で7人が確定しています。

木田委員 結構多いと思います。パラリンピックに出る方もいると思うので、是非知事部局も一緒に選手の応援をしていただきたいと思うの

で、よろしくお願ひします。

佐保体育保健課長 パラリンピックですが、現時点では陸上競技の中西麻耶選手が確定していると聞いています。

大友委員長 いいですか。（「はい」と言う者あり）

諸般の報告について、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 委員外議員の方は、質疑等はありませんか。

福崎委員外議員 香々地青少年の家の件でお尋ねです。老朽化判定基準と書いているのですが、老朽化判定基準イコール使用基準になるのかというのが一つ。

それと、教育庁所管施設点検マニュアルに基づいて遊具の点検を行うと書いています。では、この点検マニュアルの中には、例えば異常があった場合はきちんとした手順を踏んで教育庁、いわゆる所管課や所管部署に報告をすることが記載されているのか。記載されていないのならば、それをきちんとしない限り、このことは一生起き続けるのかなという気がするんです。マニュアルの中にそういう報告をすることがきちんと規定されて、報告を受けたところはきちんと処理する規定になっているのかが二つ目。

それから、今回は香々地青少年の家でしたが、教育庁が所管している他の施設で同じようなことがないのか。例えば、今回の事案を受けて、全ての施設において点検結果を確認して、教育庁が所管している施設においては異常がないという確認をしたのかどうか。この三つを教えてください。

矢野社会教育課長 まず点検ですが、今現在、教育庁所管施設の点検マニュアルは日常点検などの点検要領等が定められているわけですが、もう一つ、施設で老朽化の状況を見る専門業者の点検を年2回行っています。これを基に、遊具それぞれがどういう状況なのか、使えないのか、十分使えるのかを確認しています。

教育庁所管施設点検マニュアルについては、報告先が当該施設の所属長までであり、アスレチック遊具の点検結果についても具体的に上が

ってきていませんでした。そこで、施設や遊具についてもしっかりとあわせて、教育庁所管施設点検マニュアルの中で点検したものを社会教育課に上げてもらう。さらに、国に認められた専門業者による老朽化の点検についても年2回あるので、きちんと報告をその都度結果を上げてもらって状況を把握する形で考えています。

深藏教育財務課長 教育施設のうち、県立高校については教育財務課、県立図書館と青少年の家は社会教育課、武道スポーツセンターは体育保健課とそれぞれ所管課があり、各施設管理者に適切な管理については指導するとしています。

さきほど社会教育課から説明があったように、点検マニュアルに基づいて、建物、設備、器具等の日常点検、それから定期点検を実施して、その点検結果を所管課に報告するように今年から施設管理者宛てに通知をしています。こうした点検によって現状を把握して、緊急性の高いものから随時対応していくこととしています。

福崎委員外議員 さきほど点検マニュアルに報告義務が明記されているかを聞いたんですが、それについては一切お答えがなかったの、そこについてもう一度、あるのかないのか。教育財務課長じゃなく、社会教育課長に質疑なんですけどね。教育庁所管施設点検マニュアルに基づいて報告されるようになったのか。

それと、これまでは報告義務は全くなかったみたいな、点検は施設に任せて自分たちは任せきりで終わっていたと受け取れるような回答だったのですが、やはり施設管理者である教育庁のそれぞれの課がきちんと点検したことの報告を受けて、それに対してきちんと措置をしていく指導などをしなければいけないと感じます。今後はきちんとするという事なんですけど、何かあったときには遅いと思うので。

それと、使用基準があるのか。老朽化で異常があることは分かるんですけど、異常があっても使うか使わないか判断をしないといけませんよね。異常があってもこのぐらいだったら使わせるという、そこら辺の使用基準の判断があるのかをさきほどお聞きしたのですが、それにつ

いてはどうでしょうか。

矢野社会教育課長 専門業者に行っていた点検では、D判定が付いたものは使用不可、B、Cについては、ある部分の劣化が進んでいるので、その部品交換をお勧めしますという形で、使用は可という状況になっています。

〔「マニュアル」と言う者あり〕

大友委員長 福崎議員、もう時間が。（「そうですね。分かりました」と言う者あり）また個別に説明してもらってもよいですか。（「分かりました。すみません」と言う者あり）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかに質疑もないので、以上で諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

阿部委員 ちょっと蒸し返して大変悪いんですが、最初の教職員逮捕について、ここでメディアの人たちが写真を随分撮っていたので遠慮していたんだけど、ちょっと一言。

こういう方はややもすると、前からいるはずなんですよ。確定付けてはいけないんだけど、このとき1回だけして、された人が家族に言うてこうなったとは考えにくい。これは推測ですけど、こういう人たちはそれに付随するいろいろな事柄があると思います。そうしたときに、それを監督指導していくのがやはり校長だと思うんです。校長はどう対応してきたのか、そういうところからしっかり聞いて、それに対応していかないと、これからまたこういう事例がどんどん出てきてしまう。この逮捕も今日の新聞にはすぐ出るでしょうけど、そういう不祥事が出てくると大分県の教育界の印象をどんどん落としてしまう。こういうところは一番気を付けなきゃいけないことだと思います。

ですから教育長、今度新た就任したわけですが、こういうことを受けて各高校や校長に対して、やはり教育長として倫理観を持ってやりなさいと。こういう事例を受けて、県下一斉に担当しているわけだから、教育長として何らかの行動を取るべきじゃないかと思うんですが、どうですか。

山田教育長 この件については今、阿部委員からも話があったとおり、3月にも懲戒免職の処分が1件ありましたが、また今回こういうことがあり、非常に深刻に受け止めています。今、世の中でも特に児童生徒に対する性暴力について、新たな日本版のDBSシステムをつかって、子どもたちを守ろうという動きが非常に強まっています。それ以前に、教員が児童生徒に対してというのは本当に言語道断で、絶対に繰り返してはいけないと認識を新たにしたところです。

今回の件に関しては、実際に11月9日に事案が発生してから今日の逮捕まで時間がこれだけかかったということで、事実関係の確認に警察も非常に時間をかけている。今後、慎重に捜査が行われると思うんですが、そういう意味で、私どもは今回の事案について、事実認定するのは捜査の行方を待ってからでないと、早々に決め付けはできないので、そこは慎重にやりたいとは思っています。逮捕容疑が確認されれば厳正に対処したいと思っているし、また各県立学校に対しても、特に校長以下の監督者にしっかりとその辺の引締めをしたいと思っています。

阿部委員 教育長自らが引締めをするという受取でいいですね。

山田教育長 はい。私が先頭に立ってしっかりと引締めをしたいと思います。

大友委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 ほかにないので、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部はお疲れ様でした。

委員の皆さんは協議を行うので、このままお待ちください。

〔教育委員会、委員外議員退室〕

大友委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の継続事務調査の件についてお諮りします。

お手元に配付のとおり、各事項について閉会中の継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、県外所管事務調査についてです。事務局に調査行程案を説明させます。

〔事務局説明〕

大友委員長 ただいまの説明のとおり、この行程表案で実施することとしてよいですか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友委員長 それでは、この案で調査を実施したいと思います。今後の調整にあたっては、委員長に御一任願います。なお、都合により欠席する場合や途中離脱を行う場合は、早めに事務局へ連絡をお願いします。

以上で、予定されている事項は終わりましたが、この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友委員長 別がないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。